

愛媛県土地家屋調査士会境界標設置に関する運用規程

(目 的)

- 第 1 条** この規程は、地積測量図に現地特定性及び復元能力を付与するため境界点に標識を設置し、業務の円滑適正な処理と境界に関する紛争を防止することを目的とする。
- 2 地積測量図作成は、不動産登記規則第 77 条、同事務取扱手続準則第 50 条及び不動産の表示に関する登記事務取扱要領第 6 条ならびに会則第 92 条に定める要領によるほか、この規程の定めるところによる。

(境界標の設置)

- 第 2 条** 各筆界点には境界標識を設置し、地積測量図にその位置及び種類を記載するものとする。

(境界標識の種類指定)

- 第 3 条** 前条に定める境界標識のうち、特に愛媛県土地家屋調査士会の指定する境界標識を「調査士会標」と称し、これを現地の状況に応じて使用するものとする。調査士会標は、以下の条項を満たしたものとする。
1. 土地家屋調査士が設置したことが判別できること
土地家屋調査士会または桐マークに測の表示等により調査士の明示があること
 2. 永続性のある材質であること
 3. 境界標は回転等移動しないように固定し、原則接着材と 2 穴の鉋止めとする。やむを得ず 1 穴での設置については境界標が回転しないよう工夫されていること

(規程の改廃)

- 第 4 条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、昭和 58 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 9 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 24 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和 2 年 9 月 25 日から施行する。